川口市奨学資金貸付制度のしおり
（令和６年度生）

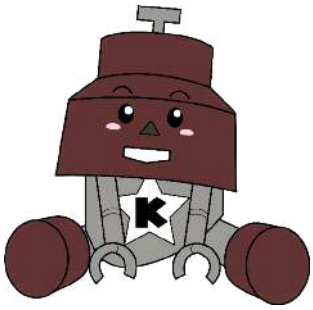

川口市のマスコット
「きゅぽらん」

○この制度は、川口市内に居住する世帯に属する方が、経済的な理由により修学が困難である場合に奨学資金を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とするものです。

○**奨学資金の貸付は、奨学生本人に対して行われるものであり、返還も奨学生本人が行うものです。学校を卒業した後は、奨学生本人が必ず返還しなければなりません。**制度の内容を十分理解したうえで申請してください。

○奨学資金の貸付は、指定金融機関と奨学生本人との借入契約手続き（金銭消費貸借契約）により行われます。申請時期や金融機関での借入契約手続きの時期によっては、**学校の入学金等の納入に間に合わないこともあります**ので、予めご承知おきください。

【申請期間】　第１期：令和５年　８月２１日（月）　～　令和５年　８月２５日（金）
第２期：令和５年１０月　２日（月）　～　令和５年１０月３１日（火）
第３期：令和６年　１月　９日（火）　～　令和６年　１月１９日（金）
上記期間のうち、土曜日・日曜日・祝日を除く８時３０分～１７時１５分

※申請は、**貸付を受ける本人及び親権者が揃って**行ってください。

【お問い合わせ・申請書提出先】
川口市教育局 学校教育部 庶務課庶務係
〒３３２－８６０１　川口市青木２－１－１（川口市役所分庁舎３階）
電　　話　　０４８（２７１）９４７６

1 申請できる方

（１）令和３年１月３１日以前から継続して市内に居住している世帯に属する方で、修学意欲が極めて旺盛であること。

（２）学校長が推薦したもので、成績優秀・品行方正であること。

（３）令和６年４月、高等学校・高等専門学校・大学・短期大学・専修学校（正規の修学期間が２年以上の高等課程又は専門課程に限る）に入学予定又は在学中で、学資の支出が困難であること。

（４）本人との同居・別居を問わず、生計が同一な方全員の令和５年度市県民税課税標準額の合計が「２５０万円未満」であること。

2 貸付金額

区　　分	修学金（月額）	入　学　一　時　金	
高　等　学　校 高等専門学校 専修学校（高等課程）	１２，０００円以内	国立及び公立	１８０，０００円以内
		私立	３００，０００円以内
大　　学 短　期　大　学 専修学校（専門課程）	２４，０００円以内	国立及び公立	３６０，０００円以内
		私立	５００，０００円以内

※在学中の方は修学金のみの貸し付けとなります。

3 貸付期間

入学予定または在学中の学校において、**正規の修学期間を終了する月まで**の期間の範囲内

（注１）指定金融機関での借入契約手続きは、２年目以降継続する場合、毎年度行います。

（注２）奨学生が休学したときは、奨学資金の貸付は停止されます。

（注３）貸付期間中の**退学又は奨学生世帯全員転出**は貸付中止となり、**貸付額の全額を一括で返還していただく**ことになりますので、特にご注意ください。

4 貸付方法（新規申請）

申請から貸付までの流れ

① 申請 ⇒ ② 仮決定 ⇒ ③ 進学先決定 ⇒ ④ 本決定 ⇒ ⑤ 借入契約手続 ⇒ ⑥ 貸付

①受付期間内に書類を全て揃えて、**奨学生と親権者が揃って**庶務課の窓口で申請を行います。
（申請書類については「８　申請手続」を参照）

②申請を受理し、審査が通った方へ、庶務課から「**仮決定通知書**」を郵送します。

③進学先の学校が決まったら、合格通知書の写しを庶務課へ提出していただきます。

④庶務課から**「貸与認定書」**を送付します。この時点で奨学生として正式に本決定されます。

⑤**実際の貸付は市が指定する金融機関（埼玉りそな銀行川口支店）が行います。**埼玉りそな銀行川口支店の窓口で**奨学生と親権者が揃って**借入契約を行ってください。

⑥金融機関の指定する日に、奨学生の口座へ奨学資金の入金があります。

（注１）借入契約手続きに際し、奨学生本人名義の埼玉りそな銀行川口支店の口座（有印鑑口座）を作成していただく必要がございます。（既にお持ちの方は除く）

（注２）奨学資金の貸付は、埼玉りそな銀行とのローン契約により行われます。借入により本来発生する利息相当額は、市が埼玉りそな銀行に補給することから、奨学生が請求されることはありません。

（注３）奨学生が満１８歳以上の場合、市および銀行の窓口にお越しいただくのは奨学生ご本人様のみで構いません。

【各申請期間における貸付の時期】

	①申請	②仮決定	⑤借入契約手続	**⑥貸付**
第１期	８月２１日～８月２５日	９月下旬	３月３１日まで	**１１月上旬以降**
第２期	１０月２日～１０月３１日	１１月下旬		**１月上旬以降**
第３期	１月９日～１月１９日	２月上旬		**３月上旬以降**

（ 注 ）⑥貸付時期は、金融機関で借入契約手続きをした時期によって、上記より遅れることがあります。学校によって入学金等の納入に間に合わない場合もありますので、ご承知おきください。

5 貸付方法（継続）

２年目以降の継続手続き

① 継続案内 ⇒ ② 修学証明 ⇒ ③ 継続認定 ⇒ ④ 借入契約手続 ⇒ ⑤ 貸付

①**《２月上旬頃》**庶務課から継続の手続きについて案内を送付します。

②**《４月上旬まで》**奨学生は、修学状況証明書等を提出していただきます。

③**《４月以降》**庶務課から継続を認める認定書と借入申込書を郵送します。

④**《５月末まで》奨学生本人が借入申込書を記入し、金融機関へ郵送**していただきます。

⑤**《５月上旬以降》**金融機関の指定する日に、奨学生の口座へ奨学資金の入金があります。

以降、正規の修学期間終了まで①～⑤を繰り返します。

（注１）奨学資金の貸付時期は、５月上旬以降になります。

（注２）以下の場合は郵送での手続きができず、金融機関窓口での手続きになります。

・前回申込以降に奨学生本人の名前や親権者に変更がある場合

・郵送書類が契約希望日に間に合わない場合や、記入不備がある場合

（注３）継続の手続きがなされないと、**その年度以降の貸与をキャンセル**したとみなされます。

6 その他届出書類

奨学生として決定したときから奨学資金の返還が完了するまでの間に、事由に応じて次の書類を提出していただきます。いずれの場合も、事前に教育局庶務課庶務係までご連絡ください。

（１）異動届

・奨学生が、休学・復学・退学又は転学をしたとき

・奨学生本人、親権者に氏名・住所等の変更があったとき

（２）死亡届及び戸籍抄本

・奨学生が亡くなったとき

（３）辞退届

・奨学生が奨学資金の貸付を辞退しようとするとき

（４）償還期限延長願（必要に応じて診断書、在学証明書等）

・病気での長期入院、進学など特別な理由によって、奨学資金返還の猶予を受けようとするとき

（５）償還免除申請書

・奨学生が返還完了前に亡くなったことにより、返還の免除を受けようとするとき

7　返還

（１）返還開始時期　　正規の修学期間終了から１年経過後の４月

（２）返還期間　　１０年間

（３）利息　　実質無利息（市が金融機関に補給するため、奨学生は請求されません）

（４）返還方法　　口座引き落とし（毎月５日）

（５）返還猶予　　最長５年間

（注１）期日までに奨学資金の返還をしなかった場合、遅延損害金の支払義務が生じます。

（注２）一定期間内に返還が行われない場合には、個人信用情報機関に事故情報が登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

（注３）返還猶予の認定は、進学や傷病など真にやむを得ない場合に限ります。また、再猶予（猶予期間が終わった後に再度猶予を申請すること）はできません。

【返還額】貸付総額の**１２０分の１**の金額が毎月口座から引き落とされます。

（例１）３年制の私立高校へ進学

入学一時金３００，０００円、修学金１２，０００円（月額）を利用した場合

（入学一時金３００，０００円＋修学金１２，０００円×１２ヶ月×３年間）÷１２０

＝**毎月６，１００円**を返還

（例２）４年制の国立大学へ進学

入学一時金３６０，０００円、修学金２４，０００円（月額）を利用した場合

（入学一時金３６０，０００円＋修学金２４，０００円×１２ヶ月×４年間）÷１２０

＝**毎月１２，６００円**を返還

（注１）実際の毎月の引き落としは、借入した年次ごとに分けて行われます。

（注２）返済最終回のみ端数調整で返済額が変わることがあります。

【返還額確認欄】

①＿＿＿＿年制の学校へ進学予定

入学一時金 ②＿＿＿＿＿＿円、修学金 ③＿＿＿＿＿＿円（月額）を利用予定

（入学一時金 ②＿＿＿＿＿＿円 ＋

修学金 ③＿＿＿＿＿＿円 × １２ヶ月 × ①＿＿＿＿年間） ÷ １２０

＝毎月＿＿＿＿＿＿円を返還

※奨学資金は、奨学生本人が必ず返還しなければなりません。返還に無理のない範囲で申請してください。

8 申請手続

【申請期間】下記期間のうち、土曜日・日曜日・祝日を除く８時３０分～１７時１５分

第１期：令和５年　８月２１日（月）　～　令和５年　８月２５日（金）
第２期：令和５年１０月　２日（月）　～　令和５年１０月３１日（火）
第３期：令和６年　１月　９日（火）　～　令和６年　１月１９日（金）

（ 注 ）期間終了後の受付はできません。必ず期間内に申請してください。

【申請先】川口市役所分庁舎３階　教育局庶務課庶務係まで申請書類を持参してください。

（注１）申請は、**貸付を受ける本人及び親権者が揃って**行ってください。本人が満１８歳以上の場合は本人のみでの申請も可能です。

（注２）郵送等による申請はできません。

（注３）書類に不備がある場合は受け付けられません。**日程に余裕をもって**申請してください。

【申請時の提出書類】

（１）川口市奨学資金貸付申請書

・別添申請書記入例を参照し、**奨学生本人が黒のボールペンで記入してください。**（鉛筆・シャープペンシル・消せるボールペン等は不可）

・申請書の内容を訂正する場合、二重線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

（２）川口市奨学生推薦調書

・高等学校・専修学校高等課程などに入学予定又は在学の場合は中学校等で、大学・短期大学・専修学校専門課程などに入学予定又は在学の場合は高等学校等で記入してもらうこと。

（３）本人との同居・別居を問わず、生計が同一な方全員の令和５年度市県民税課税証明書

・川口市役所市民課、川口駅前行政センター、各支所で発行してください。（有料）

・世帯主等に扶養されている方、申請者（本人）及びその兄弟については必要ありません。

・非課税の方については市県民税非課税証明書、**生活保護受給世帯の方は生活保護受給証明（Ａ４サイズのもの）を提出してください。**

（４）戸籍謄本（全部事項証明書）

・申請者（本人）が入っているものが必要です。

・戸籍謄本の申請者（本人）の欄に親権者として記載された方の名前が違う場合や、親権者が除籍されている場合は、その親権者の戸籍謄本又は除籍謄本を提出してください。

・申請者（本人）や親権者が外国籍の場合は、続柄及び世帯主の記載がある世帯全員の住民票の写しを提出してください。

（注１）いただいた個人情報は、奨学資金の貸付及び返還に係る事務の実施のために利用します。

（注２）申請の内容に誤りや虚偽の内容があった場合、申請が無効となることがあります。

（注３）各書類は、３ヶ月以内に発行されたものに限ります。

（注４）親権者不在により手続きできない場合は、お早めにご相談ください。

（注５）その他、窓口にて「市税納付状況調査等同意書」にご署名いただきます。